

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	土木部 道路維持課	
許 認 可 等 名	道路占用料の減免	
根 拠 法 令	徳島市道路占用料条例	
根 拠 条 項	第3条	
連 絡 先	(電話 621-5337)	
審 査 基 準	<p>1 占用料を免除することができる物件は、次の(1)～(24)に該当する場合とする。</p> <p>(1) 地方財政法第6条に規定する公営企業に係るもの。</p> <p>(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係るもの。</p> <p>(3) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設(本線、支線及び車庫等への引込線)及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設(以下「鉄道等」という。)に係るものであって、道路が鉄道等の敷地を無償で使用する場合。</p> <p>(4) 公職選挙法による選挙活動のために使用するもの。</p> <p>(5) 街灯(アーチ型のものを除く。)</p> <p>(6) 道路の附属物を無償で添加している電柱又は電話柱。</p> <p>(7) 公共的団体が設置する有線放送電話柱。</p> <p>(8) 公共的団体又は電気事業者(卸供給事業者を除く。)若しくは電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線(ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)の用に供するものに限る。)</p> <p>(9) ガス、電気、電気通信(認定電気通信事業者が設けるもので、認</p>	
	参 考 事 項	「道路占用関係通達集」道路管理研究会 「道路法解説」 道路法令研究会
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成26年 6月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 7日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

- 定電気通信事業の用に供するものに限る。)、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管。
- (10) 公共的団体が設ける水管及び下水道管。
  - (11) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設。
  - (12) 地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件(地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合はこの限りではない。)
  - (13) アーケード。
  - (14) 地先から雨水又は汚水を溝等に排せつするに必要な排水管の埋設施設。
  - (15) 公共的団体が設置する上空通路。
  - (16) 「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」(平成18年12月20日付け国道利第42号)の記1からまでのいずれにも該当する架空の各戸引込電線(「架空の各戸引込電線の道路占用許可の適切な取扱いについて」(平成18年12月20日付け国道利第42号)2(4)に掲げるもの)。
  - (17) 公益法人が設置する有線(CATV)電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線。
  - (18) 高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティ道路、遊歩道などに設置されるもので、広告の添加及び営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋(「ベンチ及び上屋の道路占用料の取扱いについて」(平成6年7月19日付け建設省政発第37号)の記1に掲げるもの)。
  - (19) 「無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成26年3月26日付け国道利第32号)の無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線(「無線基地局の道路占用の取扱いについて」(平成26年3月26日付け国道利第32号)の別紙6(2)に掲げるもの)。
  - (20) 「WLL方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」(平成7月10日付け建設省利発第3号)の無線装置(蓄電池箱を除く)に附帯するアンテナ、配管及び配線(「WLL方式の導入に伴う無線装置の道路占用について」(平成10年7月10日付け建設省利発第3号)の別紙6(3)に掲げるもの)。
  - (21) 「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」(平成11年3月31日付け建設省政発第31号)の記2において新規の占用の許可の申請を要しないこととされた事業者が設置するもの(「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」(平成11年3月31日付け建設省政発第31号)の記5に掲げるもの)。
  - (22) 「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」(平成22年2月24日付け国道利発第27号、国道地環発第29号)の5に定める支持柱(「無電柱化の推進に伴う占用料の取扱い等について」(平成16年5月17日付け国道利第15号)の記2に掲げるもの)。
  - (23) 建築基準法第85条第1項に規定する区域内に存する道路の区域内の土地に設ける同項第1号に該当する応急架設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの。
  - (24) 前各号に掲げるもののほか、慣行等から占用料を徴収することが不相当であると認められたもの。
- 2 占用料を減額することができる物件及びその減額率は次の(1)～(12)に該する場合とする。
- (1) 民営の水道事業者(専用水道事業者を除く)の給水施設。  
条例で定める額の50%
  - (2) バス停留所標識及びバス待合所。  
条例で定める額の50%

基準

- (3) 駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具。  
条例で定める額の50%
  - (4) 公益法人が設ける有線テレビ（CATV）の架空道路縦断電線。  
条例で定める額の50%
  - (5) 公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添加している電気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱。  
条例で定める額の50%
  - (6) タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に附随するベンチ及び上屋。  
条例で定める額の50%
  - (7) 電柱、電話柱、街灯、消火栓標識又はバスの停留所標識に添加された広告（以下「添加広告」という。）及び建物、へいその他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告（突出看板）のうち、表裏2面に表示しているもの。  
条例で定める額の30%
  - (8) 工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局。  
条例で定める額の70%
  - (9) 道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）。  
条例で定める額の9分の8
  - (10) 電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）。  
条例で定める額の9分の8
  - (11) 「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」（平成22年2月24日付け国道利発第27号、国道地環発第29号）の別添5に定める柱状型機器。  
条例で定める額の9分の8
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、慣行等から条例で定める額の占用料を徴収することが不相当であると認めた物件。
- 3 占用料を徴収することができない物件
- (1) 国の行う事業。
  - (2) 地方公共団体の行う事業で地方財政法第6条に規定する公営企業（水道、工業用水道、交通、電気、ガス、簡易水道、港湾整備、病院、市場、と畜場、観光施設、宅地造成及び公共下水道事業）以外のものに係る場合。
  - (3) 軌道法第4条に規定する軌道の占用については、政令が未制定のため徴収できない。
- 4 その他
- (1) 占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線は、その付属物として取り扱う。
  - (2) 電柱上の変圧器及び電線は、電柱の付属物として取り扱う。
  - (3) 携帯電話等の小型の無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線については、基地局の一部であるため占用料を徴収しない。